

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	宮崎市 健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	<p>健康増進法に基づく健康診査(生活保護対象者等)、各種がん検診事業を行う。住民記録情報等により対象者を抽出し、健康診査受診券等を作成、交付する。また、システムに健(検)診結果を登録し、管理を行う。具体的には、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①健(検)診対象者の抽出。 ②健康診査受診券等の交付及び再交付。 ③健(検)診結果(精密検査を含む)の登録。 ④健(検)診結果(精密検査を含む)の照会。 ⑤健(検)診未受診者への勧奨。 ⑥その他上記に関連する業務。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診対象者のデータ抽出。 ・集団健診の案内送付、申込受付、日程管理。 ・健康診査受診券等の交付及び再交付。 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録、データ取込。 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会。 ・健(検)診委託料の支払明細書の出力。 ・健(検)診未受診者のデータ抽出。 ・統計データ出力。 ・その他上記に関連する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>(1)サーバ内の宛名データベースのセットアップ (2)宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映 (3)個人番号にて同一人物判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理 (4)宛名データベースの検索、参照、更新 (5)オンラインで入力したデータを業務システムに連携 (6)団体内統合宛名番号を業務システムに連携</p> <p>2. 情報提供機能</p> <p>(1)中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ (2)各業務の異動データを取り込み、データベースに反映 (3)各業務情報を一括で中間サーバに連携 (4)各業務の異動情報を中間サーバに連携</p> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会)</p> <p>(1)各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。 (2)情報照会の対象者情報を基に中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号要求</p> <p>(1)処理通番を要求、受信し、符号要求データを住記システム(既存住民基本台帳システム)に送信する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)	

システム3

①システムの名称	中間サーバ
----------	-------

②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 符号管理機能 : 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する機能 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
----------	--

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 特定個人情報ファイル名

健康診査・がん検診ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	-------------------------------	---------------------------------------

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>・別表第二(102の2の項) ・別表第二主務省令(第50条)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>・別表第二(102の2の項) ・別表第二主務省令(第50条)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市健康管理部健康支援課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	宮崎市に住民登録がある20歳以上の女性及び40歳以上の男性
その必要性	健康増進法に基づく健康増進事業のうち、健康診査及び各種がん検診を行う上で、受診対象者へ受診券を作成、送付するにあたり、正確な住所、漢字氏名、検診項目、受診の履歴等を把握する必要がある。また、結果の管理のため受診結果を登録する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 事業の対象の有無について確認のため保有。 ・その他識別情報(内部番号): 健康管理番号により対象者を正確に把握するために保有。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 各種帳票発行のために保有。 ・連絡先: がん検診等に関して連絡が必要なために保有。 ・その他住民票関係情報: 異動、死亡等の年月日確認等のために保有。 ・業務関係情報(健康・医療関係情報): 検診結果等の管理、帳票発行のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月29日
⑥事務担当部署	宮崎市健康管理部健康支援課からだの健康係

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (宮崎市郡医師会、宮崎市が契約する健診機関) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム] <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※	健康増進事業がん検診等の実施に関して、住民情報、検診結果情報の照会、入力等が必要なため。							
④使用の主体	使用部署 宮崎市健康管理部健康支援課からだの健康係							
	使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診対象者のデータ抽出。 ・集団健診の案内送付、申込受付、日程管理。 ・健康診査受診券等の交付及び再交付。 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録、データ取込。 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会。 ・健(検)診委託料の支払明細書の出力。 ・健(検)診未受診者のデータ抽出。 ・統計データ出力。 ・その他上記に関連する機能。 							
情報の突合	氏名・生年月日・健康管理番号などにより、本人を検索し、住民情報、検診履歴を確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康管理システム運用、法改正対応	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、法改正対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の一部業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、該当委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、本市に事前に通知し、その承諾を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項2	健康管理システムへのデータ入力	
①委託内容	検診票等をもとに健康管理システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札による業者選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	他市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・別表第二(102の2の項)	
②提供先における用途	番号法別表第二の102の2の項に定める事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	がん検診等に関する特定個人情報の連携対象者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		

保管場所 ※

1. 当市では別紙「特定個人情報ファイル記録項目」の情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。
 - ・サーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所に施錠されたサーバラック内にサーバを設置している。
 - ・入退室は鍵の使用簿により管理している。
 - ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。
2. 紙媒体については、施錠可能な場所に保管している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システム>

(1) 識別情報

1.個人番号 2.健康管理番号 3.住民票コード

(2) 連絡先等情報

1.氏名情報 2.生年月日 3.性別 4.続柄 5.住民となった年月日 6.住民となった事由 7.住民区分(日本人、外国人) 8.世帯主情報 9.現住所情報 10.住所を定めた年月日 11.前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 12.消除情報 13.通称(外国人住民のみ)の記載 14.転出予定者情報 15.電話番号

(3) 業務関係情報

【胃がん検診一次】 ※胃がんX線検査

1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の受診日 3.胃がん検診の受診時年齢 4.胃がん検診の受診医療機関 5.胃がん検診の受診方法 6.胃がん検診の精密検査の対象有無

【胃がん検診精密検査】

1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の精密検査受診日 3.胃がん検診の精密検査時年齢 4.胃がん検診の精密検査受診医療機関名

【胃がん内視鏡検診一次】

1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の受診日 3.胃がん検診の受診時年齢 4.胃がん検診の受診医療機関 5.胃がん検診の受診方法 6.胃がん検診の精密検査の対象有無

【胃がん内視鏡検診精密検査】

1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の精密検査受診日 3.胃がん検診の精密検査時年齢 4.胃がん検診の精密検査受診医療機関名

【肺がん検診一次】

1.肺がん検診の受診年度 2.肺がん検診の受診日 3.肺がん検診の受診時年齢 4.肺がん検診の受診医療機関 5.肺がん検診の受診方法 6.肺がん検診の精密検査対象有無

【肺がん検診精密検査】

1.肺がん検診の受診年度 2.肺がん検診の精密検査受診日 3.肺がん検診の精密検査時年齢 4.肺がん検診の精密検査受診医療機関名

【大腸がん検診一次】

1.大腸がん検診の受診年度 2.大腸がん検診の受診日 3.大腸がん検診の受診時年齢 4.大腸がん検診の受診医療機関 5.大腸がん検診の受診方法 6.大腸がん検診の精密検査の対象有無

【大腸がん検診精密検査】

1.大腸がん検診の受診年度 2.大腸がん検診の精密検査受診日 3.大腸がん検診の精密検査時年齢 4.大腸がん検診の精密検査受診医療機関名

【子宮がん検診一次】

1.子宮頸がん検診の受診年度 2.子宮頸がん検診の受診日 3.子宮頸がん検診の受診時年齢 4.子宮頸がん検診の受診医療機関 5.子宮頸がん検診の頸部細胞診検査判定 6.子宮頸がん検診の精密検査の対象有無

【子宮がん検診精密検査】

1.子宮頸がん検診の受診年度 2.子宮頸がん検診の精密検査受診日 3.子宮頸がん検診の精密検査時年齢 4.子宮頸がん検診の精密検査受診医療機関名

【乳がん検診一次】

1.乳がん検診の受診年度 2.乳がん検診の受診日 3.乳がん検診の受診時年齢 4.乳がん検診の受診医療機関 5.乳がん検診の受診方法 6.乳がん検診の精密検査対象有無

【乳がん検診精密検査】

1.乳がん検診の受診年度 2.乳がん検診の精密検査受診日 3.乳がん検診の精密検査時年齢 4.乳がん検診の精密検査受診医療機関名

【骨粗鬆症検診一次】

1.骨粗鬆症検診の受診年度 2.骨粗鬆症検診の受診日 3.骨粗鬆症検診の受診時年齢 4.骨粗鬆症検診の受診医療機関 5.骨粗鬆症検診の受診方法 6.骨粗鬆症検診のDXA検査骨量値 7.骨粗鬆症検診のDXA検査判定 8.骨粗鬆症検診のエックス線検査骨量値 9.骨粗鬆症検診のエックス線検査判定 10.骨粗鬆症検診のCT検査骨量値 11.骨粗鬆症検診のCT検査判定 12.骨粗鬆症検診の超音波検査骨量値 13.骨粗鬆症検診の超音波検査判定 14.骨粗鬆症検診の判定

【骨粗鬆症検診精密検査】

1.骨粗鬆症検診の受診年度 2.骨粗鬆症検診の精密検査受診日 3.骨粗鬆症検診の精密検査時年齢 4.骨粗鬆症検診の精密検査受診医療機関名 5.骨粗鬆症検診の精密検査結果

【歯周疾患検診一次】

1.歯周疾患検診の受診年度 2.歯周疾患検診の受診日 3.歯周疾患検診の受診時年齢 4.歯周疾患検診の受診医療機関 5.歯周疾患検診の受診方法 6.歯周疾患検診の健全歯数 7.歯周疾患検診の未処置歯数 8.歯周疾患検診の処置歯数 9.歯周疾患検診の要補綴歯数 10.歯周疾患検診の欠損補綴歯数 11.歯周疾患検診の現在歯数 12.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(17または16) 13.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(11) 14.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(26または27) 15.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(47または46) 16.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(31) 17.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(36または37) 18.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(最大値) 19.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(17または16) 20.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(11) 21.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(26または27) 22.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(47または46) 23.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(31) 24.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(36または37) 25.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(最大値) 26.歯周疾患検診の歯石の付着 27.歯周疾患検診の口腔清掃状態 28.歯周疾患検診の粘膜所見 29.歯周疾患検診の判定区分

【歯周疾患検診精密検査】

1.歯周疾患検診の受診年度 2.歯周疾患検診の精密検査受診日 3.歯周疾患検診の精密検査時年齢 4.歯周疾患検診の精密検査受診医療機関名 5.歯周疾患検診の精密検査結果

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 (1)届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 (2)健康診査受診券等については対象者へのみ交付し、紛失などの再発行については複数項目の本人情報の確認を行なっている。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 (1)届出書、検診票等の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 (2)システムに入力する情報は届出書、検診票等に記載された内容を番号</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムの端末は、権限を与えられたもののみがパスワード及び静脈認証で操作できる。 健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。 健康管理システムには、健康増進事業に関係のない情報を保有しない。 市で定める個人番号利用事務実施者以外(健康増進事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないうシステムでアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 パスワードについては、定期的に変更している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 端末の画面設定などにより、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。 端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。 個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアの措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙課税資料等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。 ・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 併せて不正な取扱いが重大な罪であることを十分に周知する。 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 壺岐 登美雄	課長 米良 博子	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 個人情報 ⑤保有開始日	平成27年9月予定	平成28年1月29日	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	団体内統合宛名システム	削除	事後	情報連携は実施しないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 米良 博子	課長 木原 美輝男	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	III リスク対象 3 特定個人情報の使用—リスク2—ユーザ認証の管理—具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(2)件	(1)件	事後	平成29年度で委託期間が終了し、平成30年度から直営に移行したため。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容～④再委託の有無	健康管理システムへのデータ入力	削除	事後	平成29年度で委託期間が終了し、平成30年度から直営に移行したため。
令和1年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 木原 美輝男	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(1)件	(2)件	事後	平成31年度に直営から委託に移行したため。
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ①委託内容～④再委託の有無	—	健康管理システムへのデータ入力	事後	平成31年度に直営から委託に移行したため。
令和1年6月27日	III リスク対策 2 特定個人情報の入手—特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・健康管理システムの端末は、権限を与えられたもののみがパスワードで操作できる。	・健康管理システムの端末は、権限を与えられたもののみがパスワード及び静脈認証で操作できる。	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IV 評価実施手続 ①実施日	平成30年7月1日	令和元年6月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	100項目以上	10項目以上50項目未満	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	がん検診等関連ファイル	健康診査・がん検診ファイル	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 ・健康管理システムには、健康増進事業に関係のない情報を保有しない。 ・市で定める個人番号利用事務実施者以外(健康増進事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。 ・団体内統合宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。	・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 ・健康管理システムには、健康増進事業に関係のない情報を保有しない。 ・市で定める個人番号利用事務実施者以外(健康増進事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手、使用 ③使用の主体	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	富士通株式会社 宮崎支店	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更事項でないため

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	1. 当市では別紙「特定個人情報ファイル記録項目」の情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所に施設されたサーバラック内にサーバを設置している。 ・入退室は鍵の使用簿により管理している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 2. 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消火器具の設置を行っている。 3. 紙媒体については、施設可能な場所に保管している。	1. 当市では別紙「特定個人情報ファイル記録項目」の情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所に施設されたサーバラック内にサーバを設置している。 ・入退室は鍵の使用簿により管理している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 2. 紙媒体については、施設可能な場所に保管している。	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	Ⅳ 評価実施手続 ①実施日	令和2年10月21日	令和3年7月13日	事後	重要な変更事項でないため
令和4年3月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	—	団体内統合宛名システム	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	1. 宛名管理機能 (1)サーバ内の宛名データベースのセットアップ (2)宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映 (3)個人番号にて同一人物判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理 (4)宛名データベースの検索、参照、更新 (5)オンラインで入力したデータを業務システムに連携 (6)団体内統合宛名番号を業務システムに連携 2. 情報提供機能 (1)中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ (2)各業務の異動データを取り込み、データベースに反映 (3)各業務情報を一括で中間サーバに連携 (4)各業務の異動情報を中間サーバに連携 3. 情報照会機能(他機関への情報照会) (1)各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。 (2)情報照会の対象者情報を基に中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。 4. 符号要求 (1)処理通番を要求、受信し、符号要求データを住記システム(既存住民基本台帳システム)に送信する。	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	—	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム、その他(中間サーバ)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	—	中間サーバ	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	—	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 1. 符号管理機能 :情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 :中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため

令和4年3月3日		—	7. データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	—	情報提供ネットワークシステム、宛名システム等	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	—	②・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二(102の2の項) ・別表第二主務省令(第50条) [情報照会の根拠] ・別表第二(102の2の項) ・別表第二主務省令(第50条)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、国保年金課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)、民間事業者(宮崎市郡医師会、宮崎市が契約する健診機関)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている(1件)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	—	他市町村長	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号 ・別表第二(102の2の項)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	—	番号法別表第二の102の2の項に定める事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	—	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため

令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供情報の対象となる本人の範囲	—	がん検診等に関する特定個人情報の連携対象者	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	—	情報提供ネットワークシステム	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	—	照会を受けたら都度	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 業務関係情報	<健康管理システム> (1) 識別情報 ①個人番号 ②健康管理番号 ③住民票コード (2) 連絡先等情報 ①氏名情報 ②生年月日 ③性別 ④続柄 ⑤住民となった年月日 ⑥住民となった事由 ⑦住民区分(日本人、外国人) ⑧世帯主情報 ⑨現住所情報 ⑩住所を定めた年月日 ⑪前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 ⑫削除情報 ⑬通称(外国人住民のみ)の記載 ⑭転出予定者情報 ⑮電話番号 (3) 業務関係情報 ①検診受診年度 ②検診受診日 ③検診区分 ④検診所見コード ⑤検診受診時年齢 ⑥総合判定結果 ⑦実施医療機関名 ⑧精密検査受診日 ⑨精密検査結果所見	<健康管理システム> (1) 識別情報 1.個人番号 2.健康管理番号 3.住民票コード (2) 連絡先等情報 1.氏名情報 2.生年月日 3.性別 4.続柄 5.住民となった年月日 6.住民となった事由 7.住民区分(日本人、外国人) 8.世帯主情報 9.現住所情報 10.住所を定めた年月日 11.前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 12.削除情報 13.通称(外国人住民のみ)の記載 14.転出予定者情報 15.電話番号 (3) 業務関係情報 【胃がん検診一次】 ※胃がんX線検査 1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の受診日 3.胃がん検診の受診時年齢 4.胃がん検診の受診医療機関 5.胃がん検診の受診方法 6.胃がん検診の精密検査の対象有無 【胃がん検診精密検査】 1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の精密検査受診日 3.胃がん検診の精密検査時年齢 4.胃がん検診の精密検査受診医療機関名 【胃がん内視鏡検診一次】 1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の受診日 3.胃がん検診の受診時年齢 4.胃がん検診の受診医療機関 5.胃がん検診の受診方法 6.胃がん検診の精密検査の対象有無 【胃がん内視鏡検診精密検査】 1.胃がん検診の受診年度 2.胃がん検診の精密検査受診日 3.胃がん検診の精密検査時年齢 4.胃がん検診の精密検査受診医療機関名	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日			【肺がん検診一次】 1.肺がん検診の受診年度 2.肺がん検診の受診日 3.肺がん検診の受診時年齢 4.肺がん検診の受診医療機関 5.肺がん検診の受診方法 6.肺がん検診の精密検査対象有無 【肺がん検診精密検査】 1.肺がん検診の受診年度 2.肺がん検診の精密検査受診日 3.肺がん検診の精密検査時年齢 4.肺がん検診の精密検査受診医療機関名 【大腸がん検診一次】 1.大腸がん検診の受診年度 2.大腸がん検診の受診日 3.大腸がん検診の受診時年齢 4.大腸がん検診の受診医療機関 5.大腸がん検診の受診方法 6.大腸がん検診の精密検査の対象有無 【大腸がん検診精密検査】 1.大腸がん検診の受診年度 2.大腸がん検診の精密検査受診日 3.大腸がん検診の精密検査時年齢 4.大腸がん検診の精密検査受診医療機関名 【子宮がん検診一次】 1.子宮頸がん検診の受診年度 2.子宮頸がん検診の受診日 3.子宮頸がん検診の受診時年齢 4.子宮頸がん検診の受診医療機関 5.子宮頸がん検診の頭部細胞診検査判定 6.子宮頸がん検診の精密検査の対象有無 【子宮がん検診精密検査】 1.子宮頸がん検診の受診年度 2.子宮頸がん検診の精密検査受診日 3.子宮頸がん検診の精密検査時年齢 4.子宮頸がん検診の精密検査受診医療機関名	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため

令和4年3月3日			<p>【乳がん検診一次】 1.乳がん検診の受診年度 2.乳がん検診の受診日 3.乳がん検診の受診時年齢 4.乳がん検診の受診医療機関 5.乳がん検診の受診方法 6.乳がん検診の精密検査対象有無</p> <p>【乳がん検診精密検査】 1.乳がん検診の受診年度 2.乳がん検診の精密検査受診日 3.乳がん検診の精密検査時年齢 4.乳がん検診の精密検査受診医療機関名</p> <p>【骨粗鬆症検診一次】 1.骨粗鬆症検診の受診年度 2.骨粗鬆症検診の受診日 3.骨粗鬆症検診の受診時年齢 4.骨粗鬆症検診の受診医療機関 5.骨粗鬆症検診の受診方法 6.骨粗鬆症検診のDXA検査骨量値 7.骨粗鬆症検診のDXA検査判定 8.骨粗鬆症検診のエックス線検査骨量値 9.骨粗鬆症検診のエックス線検査判定 10.骨粗鬆症検診のCT検査骨量値 11.骨粗鬆症検診のCT検査判定 12.骨粗鬆症検診の超音波検査骨量値 13.骨粗鬆症検診の超音波検査判定 14.骨粗鬆症検診の判定</p> <p>【骨粗鬆症検診精密検査】 1.骨粗鬆症検診の受診年度 2.骨粗鬆症検診の精密検査受診日 3.骨粗鬆症検診の精密検査時年齢 4.骨粗鬆症検診の精密検査受診医療機関名 5.骨粗鬆症検診の精密検査結果</p>	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日			<p>【歯周疾患検診一次】 1.歯周疾患検診の受診年度 2.歯周疾患検診の受診日 3.歯周疾患検診の受診時年齢 4.歯周疾患検診の受診医療機関 5.歯周疾患検診の受診方法 6.歯周疾患検診の健全歯数 7.歯周疾患検診の未処置歯数 8.歯周疾患検診の処置歯数 9.歯周疾患検診の要補綴歯数 10.歯周疾患検診の欠損補綴歯数 11.歯周疾患検診の現在歯数 12.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(17または16) 13.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(11) 14.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(26または27) 15.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(47または46) 16.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(31) 17.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(36または37) 18.歯周疾患検診の歯肉出血BOP(最大値) 19.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(17または16) 20.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(11) 21.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(26または27) 22.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(47または46) 23.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(31) 24.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(36または37) 25.歯周疾患検診の歯周ポケットPD(最大値) 26.歯周疾患検診の歯石の付着 27.歯周疾患検診の口腔清掃状態 28.歯周疾患検診の粘膜所見 29.歯周疾患検診の判定区分</p> <p>【歯周疾患検診精密検査】 1.歯周疾患検診の受診年度 2.歯周疾患検診の精密検査受診日 3.歯周疾患検診の精密検査時年齢 4.歯周疾患検診の精密検査受診医療機関名 5.歯周疾患検診の精密検査結果</p>	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	<p>Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	-	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログインログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	<p>Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	-	十分である	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため

令和4年3月3日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	-	<p><中間サーバ・ソフトウェアの措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年3月3日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	-	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	令和4年度よりマイナポータルを通じた健(検)診結果の情報提供を実施するため
令和4年12月15日	Ⅳ 評価実施手続 ①実施日	令和3年7月13日	令和4年12月28日	事後	重要な変更事項でないため